

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	市場施設使用料等の減免		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第 6 7 条	
基準法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第 6 7 条	
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>1 大津市公設地方卸売市場条例第 6 7 条各号に該当することを基準とし、同条第 3 号に規定する「その他市長が特別の理由があると認めたとき」は、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 市場入場業者で組織する団体が、団体の事務所等に使用するとき。</p> <p>(2) 前号に規定する団体のうち、大津市が会員となっている団体が会議室を使用する場合で、当該会議に市の職員が出席するとき。</p> <p>(3) 前 2 号以外の場合については、その都度減免する特別の理由があると認めたとき。</p> <p>2 令和 3 年度に限り、申請日の属する月（以下「申請月」という。）の前月までの連続する 3 か月の売上合計額が、前年又は前々年の同時期の売上合計額に比べて 3 0 パーセント以上減少した場合は、申請月の翌月分から大津市公設地方卸売市場条例別表第 1（特定駐車場を除く。）に規定する額の 2 0 パーセントを減額する。</p> <p>参 考</p> <p>〔根拠法令〕</p> <p>（市場施設使用料等の減免）</p> <p>第 67 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設使用料又は会議室使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市場施設使用者又は会議室使用者の責めに帰すことができない理由により、市場施設又は会議室を使用できないとき。</p> <p>(2) 市場施設使用者又は会議室使用者が国又は公共団体であるとき。</p> <p>(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。